



Title	著作権政策形成過程の分析（二・完）：利益団体、審議会、官庁の行動による法改正メカニズムの説明
Author(s)	京, 俊介
Citation	阪大法学. 2007, 57(3), p. 53-79
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/55269
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

著作権政策形成過程の分析（一・完）

——利益団体、審議会、官庁の行動による法改正メカニズムの説明——

京 俊 介

はじめに

第一章 分析の意義

第一節 知的財産権政策過程分析の蓄積

第二節 著作権法研究への貢献

第三節 日本の利益団体研究への貢献

第二章 先行研究の検討

第一節 法制度的・静態的な説

第二節 政治的・動態的な説

第三章 仮説の提示

第一節 審議会に関する仮説

第二節 文化庁の行動に関する仮説（以上、五七巻二号）

第四章 事例分析による仮説の検証

第一節 事例の選択

第二節 私的録音録画補償金制度の導入

第三節 音楽CD還流防止措置の創設

第四章 事例分析による仮説の検証

第一節 事例の選択

本章では、以上二つの仮説を検証するため、事例分析を行う。扱う事例は音楽著作権の保護強化に関する三つの事例、すなわち、（一）私的録音録画補償金制度の導入、（二）音楽CD還流防止措置の創設、（三）私的録音録画補償金制度の見直しである。文化庁の行動に関する仮説を提示する際に前章で触れたレコード貸与権の事例を加えると、本稿は現行著作権法下における音楽著作権の強化や拡大に直接関係する事例を全て扱っているといえる。⁵⁵⁾

では、なぜ音楽著作権の保護強化に関する事例を扱うのか。それは、音楽著作権に関する改正が著作権法改正全体における典型例であり、かつ、法改正の過程における利益団体の活動に注目するのに適合的だからである。

現行著作権法は一九七〇年に旧著作権法を全面改正したものであり、二〇〇六年までに実質的な改正が一五回行われている。著作権の範囲の拡大という点から捉えると、著作権法改正は以下の二種類に大別できよう。すなわち、（A）新しい著作物に対する権利の創設、（B）従来の著作物に対する権利の拡大、である。Aに該当するのは、プログラムの著作物や有線放送など、従来は保護対象となつていなかつた新しい形の著作物に対する権利の創設である。Bは、音楽著作物を含む、既に保護対象となつていてる著作物に対する権利の範囲の拡大である。

Bに属する事例を選ぶのは、それが法改正の過程における利益団体の活動に注目するのに適するからである。従来から存在する著作物に関する利益団体の方が、新しい著作物に関する利益団体に比べて組織化されており、活動

が活発であると考えられる。したがって、先行研究の多くが指摘するような、著作権法改正過程における利益団体の活動を確認するという意味では、Bの事例を選ぶほうがよい。さらに、そのなかでも音楽著作権に関する事例を扱うのは、それがBの事例として最も典型的だという理由による。それは以下の二つの要因によるところが大きい。

第一に、流通に対してコントロールを及ぼすための権利が、全面改正時に弱く規定されたことである。全面改正時に著作隣接権の規定が創設されたことにより、旧法では著作権者としての立場を享受していたレコード会社が著作隣接権者として扱われるようになった。一方、映画会社は全面改正後も著作権者としての立場を維持し、さらに著作物の流通に対して強いコントロールを及ぼせる権利である頒布権⁵⁶を手に入れた。著作者の作った音楽や映画というコンテンツを公衆に伝達するという意味では、レコード会社と映画会社の間に差異はない。しかし、流通に対するコントロールに関する権利は両者の間で大きく異なる。この事実が、貸レ問題の背景にあつた。

第二に、最近二〇年間で音楽著作物の利用のされ方や流通の経路などが大きく変化したことである。デジタル録音機器やパソコンの普及により劣化のないコピーを手に入れることが可能になり、さらに九〇年代後半からはインターネットを介して音楽が流通するようになった。音楽著作物は、他の著作物に比べてパソコンに取り込むことが容易であり、ファイル圧縮技術によつてデータ容量も小さくなつたため、インターネットによつて最も伝達される著作物の一種となつた。このように、著作物の複製や流通に関する新しい技術には音楽著作物が大きく関わつてきているため、そのような技術への対応に関する著作権法の改正にも音楽著作物が関係している。

第二節 私的録音録画補償金制度の導入

本節では、九二年の著作権法改正によつて私的録音録画補償金制度が導入されるまでの政治過程を分析する。

(二) 改正の概要と背景 私的録音録画補償金制度とは、私的録音・録画に伴う権利者の経済的不利益を解消するための以下のようない制度である（説明を簡潔にするために録音に話を絞る）。すなわち、録音機器や記録媒体の購入者は、購入時にその価格に上乗せして補償金を支払う。機器・記録媒体のメーカーは、その補償金を文化庁長官によつて指定された団体である私的録音補償金管理協会に支払う。管理協会は、その補償金の一部を権利者の共通の利益になるような事業の実施のために用いる。残りの補償金は著作権者・レコード製作者・実演家をそれぞれ代表する団体に配分され、さらにそれらの団体から各権利者に配分される。

この制度の創設が政策課題として認識された背景として、主に以下の二点を指摘できる。第一に、録音・録画機器の著しい発達と普及によつて、著作権法の想定を遥かに超える私的録音・録画が行われるようになつた。一般家庭において録音・録画が頻繁になされるようになつたものの、著作権法によればそれは全くの自由であつた。^{〔57〕} このような法制度上の空白が問題になることは全面改正時に既に予測されていたが、^{〔58〕} 八〇年代の貸レ店の増加や、八七年のデジタル録音機器DAT（デジタル・オーディオ・テープレコード）の登場によつてそれは一層顕著になつた。レコードやCDを購入しなくとも、全く劣化のないコピーを容易に手に入れることができ可能になつたことが一因となり、レコード等の売上げに悪影響を及ぼすという主張が権利者側からなされるようになつたのである。

第二に、そういった私的録音・録画に対応するために、ヨーロッパを中心として法制度の創設が行われていた。最初に法制度化を行つたのは西ドイツである。西ドイツの制度は、音楽著作権管理団体であるGEMAがテープレコードのメーカーを訴えた裁判において連邦最高裁が提示した制度的枠組みを、議会が立法化することによつて、一九六五年に成立した。^{〔59〕} その後、八〇年代にはヨーロッパの国々で次々と同様の制度が導入されていった。^{〔60〕}

アメリカにおいても八〇年代前半から同様の制度の創設が検討された。八一年から八四年にかけては私的録音・

録画を対象とする法案が提出され、八五年から八六年にかけては私的録音のみを対象とする法案が提出されたが、いずれも審議未了に終わっている。^{〔62〕} このように私的録画が議論の対象から除外された理由として、八四年の連邦最高裁による「ベータマックス判決」^{〔63〕} があげられる。この判決により、録画機器によるテレビ番組の録画は著作権侵害ではないとされたため、九二年にデジタル方式の私的録音を対象とする補償金制度（以下、A H R A）を創設したときも、この連邦最高裁の判断が大きく影響し、私的録画については対象とならなかつた。

（二）問い合わせ

九二年に成立した私的録音録画補償金制度について、本節が提示する問い合わせは以下の二点である。

第一に、なぜ九二年という時点で改正が行われたのか。解決すべき大きな法的問題を抱えていたため、この制度については七七年から議論されながらも結論に至らず導入されなかつた。議論の初めの段階から念頭に置かれていたのは、上述した西ドイツの制度である。この制度の最も大きな法的問題点は、著作物を録音・録画しない購入者からも補償金を徴収することである。^{〔64〕} これは、個人の財産権の侵害につながり、憲法上の問題となる恐れがあつた。実際に日本で導入された補償金制度には、この問題を回避するための規定が一応設けられてはいるものの、決定的な解決方法とはいえない。^{〔65〕} この問題が解決されたから制度が導入されたという説明は成り立たない。

第二に、なぜ補償金の対象がデジタル機器に限定されたのか。日本が導入した九二年以前に同様の趣旨をもつ制度を創設した国は一九カ国あるが、対象をデジタルに限定しているのはアメリカのみである。^{〔66〕} なぜ多数の国と同じ制度を導入しなかつたのか。アメリカとの調和を図つていると説明するにしても、アメリカは対象から録画機器を除外しており、録画機器をも対象に含める日本の制度とは相違があるため、そのような説明も妥当ではない。

これら二つの問い合わせに対する説明を同時に一つとして、デジタル機器の登場を指摘する説があり得る。デジタル機器はアナログ機器に比べて高品質の録音・録画が可能であるとともに、劣化のなさと耐久性の面から、

論説
権利者の被る不利益が大きい。⁽⁶⁹⁾そのため、デジタル機器を補償金の対象とする根拠には強い正当性が得られる。しかし、仮にデジタル機器に対して補償金を課すことに強い正当性があるのなら、なぜデジタル録音機器が発売された八七年の後すぐに導入されず、九二年末に至るまで導入されなかつたのであらうか。

(三) 作業仮説 以上の問い合わせに対し、前章で提示した二つの仮説から導かれる作業仮説は以下の通りである。すなわち、審議会に関する仮説から導かれる作業仮説は、審議会の正式な委員である機器メーカー団体が反対していた間は制度の導入が実現せず、九二年の法改正が行われる少し前にメーカー団体の選好が変化したことによつて、制度の導入が実現した、というものである。文化庁の行動に関する仮説から導かれる作業仮説は、同じく九二年の法改正直前に文化庁は政治家の介入を予測したため、制度の導入を推し進めた、というものである。

(四) 事例分析による仮説の検証 以下では、法改正に至る過程を記述することにより、作業仮説を検証する。
補償金制度の導人についての検討は、七七年三月に日本音楽著作権協会等三団体が文化庁に対して要望書を提出したことに端を発する。⁽⁷⁰⁾文化庁はこの要望を受け、権利者団体と機器メーカー団体の代表者を含む著作権審議会第五小委員会を設置して八一年まで検討を続けた。しかし、第五小委は、両者の合意形成の未成立を決定的な理由として、直ちに対応策を提示することは困難であるとの結論を出した。⁽⁷¹⁾

第五小委で問題点として指摘された合意形成を進めるため、八二年一月、関係者は著作権資料協会に「著作権問題に関する懇談会」を設置した。しかし、八七年四月に公表された検討結果は、懸案であつた関係者間の合意については未だ形成されておらず、再度著作権審議会で解決策を建設的に検討することを期待する旨結んでいる。⁽⁷²⁾

八七年五月、著作権審議会は私的録音・録画問題の解決策を審議する第一〇小委員会を設置することを決め、八月から検討を開始した。この小委員会においても、補償金制度の導入を強く求める権利者側と、私的録音・録画と

権利者の経済的不利益との因果関係が明らかにされないままでは制度の導入を認めることはできないとするメーカー側との対立は、依然として続いた。⁷³⁾ そのなかで、メーカー側は、権利者の不利益についての調査・検討を行うことを要請し、法律専門家による立法論的な検討を行う場を設けることを求めた。⁷⁴⁾

この要請に基づき、第一〇小委内に法律専門家によるワーキング・グループが設置され、補償金制度の法的問題点の検討が八九年一二月から九一年二月まで行われた。このワーキング・グループにおける審議を経て、九一年五月の小委員会において、補償金制度を導入することが適當であるとする検討結果が報告された。⁷⁵⁾ この検討が、第一〇小委員会における制度の骨格作りに大きく寄与したこととなつたのである。⁷⁶⁾

ここで補償金制度を導入するという基本路線は固まつたものの、対象となる機器等の範囲についてはまだ問題を抱えたままであつた。ちょうどこの頃、アメリカがデジタル録音機器に対象を限定した補償金制度の導入を検討していた。⁷⁷⁾ 文化庁は、アメリカが導入したのに日本が導入していないとなれば、貸与権のときのように圧力がかかる恐れがあることを認識していた。⁷⁸⁾

権利者側は、アナログとデジタルを区別せず制度の対象とするよう要求してきた。⁷⁹⁾ しかし、この点を強く主張しそぎると、これに反対するメーカーの抵抗に遭い、制度の成立が先に延びてしまう恐れがあつた。制度の実現を急ぎたい権利者側は、妥協してデジタルのみへの導入という方針に意見をまとめ、メーカー側と交渉を進めた。⁸⁰⁾

メーカー側にもこの問題を早く解決したいという思惑があつた。欧米のメーカーやレコード業界からの猛反発を受け、⁸¹⁾ 日本のメーカーが開発したデジタル録音機器DATの市場開拓は遅れていた。そのため、補償金制度の創設によつてDATに市民権を与え、早期に投資を回収したいという意識がメーカー側にはあつた。⁸²⁾ また、デジタルのみに絞られれば、メーカー団体にとつてはメーカー間の意見をまとめやすいという事情もあつた。⁸³⁾

アメリカがデジタル機器に対象を限定する補償金制度を導入する動きをみせたことにより、貸与権のときのような摩擦を回避したいと考える文化庁は、権利者とメーカーの妥協を後押しした。権利者・メーカー双方にとつても、この点で妥協することは上述した通り利益に適うものであった。九一年一月、権利者団体とメーカー団体はデジタル方式の録音・録画機器に対象を限定した補償金制度を導入することに合意した⁽⁸⁵⁾。七七年以来足掛け一五年にわたりて議論されてきた私的録音・録画問題は、ここで補償金制度を導入するという結論に至つたのである⁽⁸⁶⁾。

しかし、制度の導入に向けて最後に調整を要する問題が残されていた。それは補償金額の定め方であった。権利者側は定額方式を提案したが、定率方式を主張するメーカー側の提示とは大きな差があり⁽⁸⁷⁾、そのままでは合意形成が困難であった。補償金額について基本的な方向が示されて制度実施の見通しがつかないと、著作権法改正案の閣議決定ができない⁽⁸⁸⁾。そのため、制度の導入を急ぎたい権利者側は、かなりの程度メーカー側に譲歩し、定率方式で両者の意見が集約された⁽⁸⁹⁾。こうして補償金額についての問題も解決し、九二年一二月、改正著作権法は成立した。

（五）小括

審議会に参加するメーカー団体が制度の導入に反対する間、法改正は実現しなかつた。しかし、メーカー団体の選好が制度の導入に対して柔軟なものに変化するとともに、審議会での議論は制度の導入に向けて動き、法改正が実現した。これはアジェンダを審議会の俎上にのせた権利者団体が意図した内容よりも、かなりの程度メーカー団体の選好を取り入れたものになつてゐる。したがつて、前章で審議会に関する仮説を提示した際にあげた検証すべき事例のパターンのうち、（二）権利者団体と選好が対立するアクターが同様に審議会の委員としての地位をもつてゐる場合に、権利者団体の選好とは異なる政策が形成される、ということが確認された。

また、九一年頃にアメリカが補償金制度を導入する動きをみせたことは、この法改正が行われたタイミングをよく説明する。文化庁がアメリカからの圧力、ひいては著作権法改正への政治家による介入を予測したことにより、

文化庁は権利者団体とメーカー団体の妥協を推し進めて法案を作成し、それにより早期の改正が可能になった。

第三節 音楽CD還流防止措置の創設

本節では、二〇〇四年の著作権法改正によつて音楽CD還流防止措置が創設されるまでの政治過程を分析する。

(二) 改正の概要と背景 音楽CD還流防止措置⁽⁹⁰⁾とは、外国で販売されている日本の音楽CDが日本の市場に流入することを阻止するために、そのようなCDを販売する等の目的で日本国内に持ち込む行為を著作権侵害とみなす制度である。⁽⁹¹⁾この法改正が求められた背景としては、主に以下の二点が指摘できる。

第一に、東アジア各国における日本のポピュラー音楽人気の高まりと、日本とそれらの国との間に存在する音楽CDの価格差である。中国・韓国・台湾・香港等の東アジア諸国では日本語の音楽の人気が高まってきており、日本のレコード会社と東アジア各国のレコード会社との間のライセンス契約によつて日本の音楽CDも販売されている。また、将来的にはさらに需要が増加することも見込まれている。

ここで問題となるのが、各国で販売されているCDの価格である。これらの国では、物価水準の低さや海賊版CDへの対抗といった理由から、価格が日本よりも安く設定されている。また、そもそも日本の音楽CDは再販売価格維持制度（以下、再販制度）の対象として独占禁止法の適用除外であり、メーカーが小売価格を拘束できるため、⁽⁹²⁾小売店間の価格競争が起こらず、他の先進諸国と比較すると価格が高止まりする傾向にある。⁽⁹³⁾こういった理由から、東アジア諸国内での価格が日本に比べて遥かに安くなり、東アジアで販売されている日本の音楽CDを輸入すれば、輸入コストを追加しても日本で販売されているものより安く販売できる。⁽⁹⁴⁾

第二に、ライセンス契約における当事者間の取り決めだけでは問題が解決されない。⁽⁹⁵⁾日本のレコード会社が東ア

ジア各国のレコード会社とライセンス契約を結ぶ際に、日本への輸出を禁止する旨の条項を含めることはできる。しかし、そのCDが許諾を受けた会社から一度合法に卸売業者等の手に渡ってしまえば、その卸売業者にはライセンス契約の効力が及ばないため、その卸売業者による輸出を日本のレコード会社が禁止することはできない。

このような背景によつて日本へ「還流」⁽⁹⁷⁾してきた、日本国内における定価約三千円の音楽CDが、ディスカウント・ストアを中心に二千円程度で販売されるという現象がみられた。収録音源自体は、日本で販売されているものと全く同じである。二〇〇三年には邦楽CD全体の生産量二億枚に対して推計六八万枚程度しか還流していないなかつたが、将来的にその量が増加していくことが見込まれたため⁽⁹⁸⁾、このようなCDの存在によつて日本国内で販売されている同一タイトルの音楽CDの売上げが減少するという恐れがレコード会社に認知された。

(二) 問い

二〇〇四年に成立した音楽CD還流防止措置について、本節が提示する問いは以下の二点である。

第一の問いは、アクターの影響力に関するものである。権利者側が提案した法制化については、反対意見を表明するアクターが存在した。具体的には、公取委、日弁連、消費者団体、音楽ファン有志といったアクターである。ところが、実質的に影響力を及ぼせたのは、還流防止措置を講ずることの出来る期間等を限定する内容を法案に盛り込ませた公取委のみである。なぜ他のアクターは影響力を及ぼせなかつたのか。

第二に、審議会において法改正への十分な合意が得られなかつたのにもかかわらず、なぜ文化庁は早急な法案作成に踏み切つたのか。文化審議会著作権分科会の報告書によれば、著作権法の改正を行うことが適当であると結論づけられたのは、書籍・雑誌の貸与に係る暫定措置の廃止のみであつた。還流防止に関しては何らかの措置が必要であるという意見が多数あつたものの、法改正を行うべきであるという明確な結論は出ていない。

(三) 作業仮説

以上の問いに対し、前章で提示した二つの仮説から導かれる本節の作業仮説は以下の通りである。

第一の問い合わせに対する答えとなる、審議会に関する仮説から導かれる作業仮説は以下の通りである。すなわち、公取委は政策決定アクトナーであり、政策形成過程に参加して影響力を行使し得た。しかし、その他のアクトナーは政策決定アクトナーではなく、政策に対する影響力を行使するための制度的基盤をもっていない。これらのアクトナーは、利益団体の影響力の行使を可能にする審議会の正式な委員でもなかつたため、影響力を及ぼすことができなかつた。第二の問い合わせに対する答えとなる、文化庁の行動に関する仮説から導かれる作業仮説は以下の通りである。すなわち、審議会の審議が終わった時点で文化庁は政治家の介入を予測しており、それを防ぐために審議会の合意の範囲を超えて法案化を進めた。

（四）事例分析による仮説の検証 以下では、法改正に至る過程を記述することにより、作業仮説を検証する。
還流CDへの対応に関しては、審議会において本格的に議論が行われはじめの一〇〇三年秋までに、以下に指摘する二点の動きがあつた。

第一に、レコード協会による政治家への根回しである。一〇〇一年一〇月、自民党音楽文化振興議員懇談会総会にレコード協会の幹部らが出席し、輸入権等の創設への理解と支援を要請した。⁹⁹これを受けて、一〇〇三年七月、自民党経済産業部会知的財産政策小委員会著作権に関するワーキングチーム（以下、著作権W.T.）で輸入権についての検討が行われた。¹⁰⁰また、議員個人に対する根回しも行われた。レコード協会の依田巽会長は、自民党の「知財族」である甘利明衆議院議員と頻繁に接触するだけでなく、¹⁰¹法案の説明のために文化庁官僚とともに議員会館を回つた。¹⁰²このとき、この法案は海賊盤を防止するためのものだと説明して回つていたため、多くの議員が納得し、自民・民主・公明の三党から改正への合意が得られることとなつた。

第二に、レコード協会と経団連の協議である。一〇〇一年六月、レコード協会はCD還流問題に関する検討を行

うことを経團連に依頼した。⁽¹⁰⁵⁾ 当初、経團連はこの法制化については反対する姿勢を示していた。⁽¹⁰⁶⁾ しかし、二〇〇三年七月から行われた権利者団体との関係者間協議を経て、条件付きで賛成に転じた。⁽¹⁰⁷⁾

このような動きを経て、二〇〇三年七月の法制問題小委において、レコード協会は法制問題小委の委員でもある生野秀年事務局長を通じ、輸入権の創設についての報告を初めて行つた。⁽¹⁰⁸⁾ 一ヶ月に行われた第六回の会合においては、経團連と流通関係者との協議が調つたが、公取委とは消費者利益の観点から折り合いがつかず、この時点では依然として協議が継続されていることを報告した。⁽¹⁰⁹⁾

この第六回までは、法制問題小委内には輸入権の創設に真っ向から反対するアクターはいなかつた。しかし、この回において、生協連の小熊竹彦政策企画部長が生協連・全国消費者団体連絡会・日弁連の三団体による輸入権の創設に対する反対意見についての報告を行い⁽¹¹⁰⁾、その後の会合にもオブザーバーとして参加していくつた。

第七回の会合では、現段階での還流防止措置の必要性とその理由等の観点から、委員による意見発表が行われた。⁽¹¹¹⁾ 必要だと答えた委員の数が二二人であったのに対し、不要だと答えた委員の数は六人であつた。この意見発表の結果に基づき、後述するような報告書が作成されていった。強硬に反対した消費者団体の代表者が法制問題小委の正式な委員ではなかつたことに加え、委員の多数が戦略的に権利者団体の代表者で占められていたことが計量分析の結果からは読み取れる。⁽¹¹²⁾ したがつて、このときの状況はレコード協会にとって有利であつたといえる。

一二月の第八回では、公取委が配布資料によつて法案への反対意見を表明した。⁽¹¹³⁾ 公取委の懸念は再販制度との関係にあつた。既述したように、日本の音楽CDは独禁法の適用除外であり、メーカーであるレコード会社が小売価格を設定できるため、小売店間の価格競争が制限されている。そのような状態でさらに輸入のコントロールを可能にする権利をレコード会社に与えてしまうと、価格競争が完全になくなり、レコード会社が価格を自由に決定でき

るようになる。この点を公取委は懸念していた。しかし、再販制度については法制問題小委の検討事項でないとして議論の中心には置かれず、報告書案の修正と了承がなされて、この年の法制問題小委は終了した。

また、この回では、パブリック・コメントを行うことが委員から提案され、報告書案についての意見募集が一二月中に行われた。^{〔14〕} ただし、これは一ヶ月以上の期間を設けて行われる通常のパブリック・コメントではなく、次国

会への法案提出を最優先させようとした文化庁が二週間への短縮を提案して実現した「意見募集」であった。^{〔15〕}

二〇〇四年一月に公表された法制問題小委の最終的な報告書では、還流防止措置については以下のように結論されており、「何らかの措置が必要であるという意見が多数であった。他方、具体的方法論については、：（中略）

：これらの慎重意見を踏まえた検討が必要である」。^{〔16〕} これに対しても、法制問題小委において同時並行で検討されて

いた書籍・雑誌等の貸与に係る暫定措置の廃止については、「暫定措置は廃止することが適當である」と書かれており、報告書の結論部分には、「書籍・雑誌の貸与に係る暫定措置の廃止等に關しては、速やかに著作権法を改正すること等が適當であるとの結論を得た」^{〔17〕} とある。すなわち、還流防止措置を創設することについては賛成意見が多數であったものの、具体的な法制化の方法については審議会としての合意が得られず、結論は出でていない。^{〔18〕}

しかし、文化庁は、審議会内の多數派が何らかの措置の必要性を認めたことを根拠に、法案化に踏み切る考えをもつていた。文化庁は以下のように考えていた。すなわち、いざアメリカのレコード業界も中国等の市場に進出

して、現在の日本と同様、還流CDの問題を抱えるようになる。そうすればアメリカのレコード業界やアメリカ政府は黙っていないであろう。慎重に対応しすぎて後手に回るよりは、将来を見通して判断すべきである。こうして文化庁は、法案作成に着手して自民党への説明に回るとともに、公取委の説得に乗り出した。

レコード協会による事前の根回しが功を奏し、自民党は還流防止措置の導入に賛意を示した。二〇〇四年一月二

○日、著作権W.T.は還流防止措置の導入を提言した。⁽²¹⁾ 一月一八日、文化庁は自民党文部科学部会に著作権法改正案骨子を提示し⁽²²⁾、自民党への対策は成功裡に終わった。一方、二〇〇三年末の時点では反対意見を表明していた公取委であったが、二〇〇四年初めには文化庁による法案提出を容認する立場に回った。⁽²³⁾ 文化庁が還流防止措置を講ずることのできる場合や期間を限定する規定を法案に盛り込んだことが、公取委の妥協を引き出したのである。⁽²⁴⁾

文化庁が作成して国会に提出された法案は、法文上は内外無差別であるが、実質的には運用で差別するという方法を採用したものであった。⁽²⁵⁾ 内国民待遇原則という立法の限界が存在するなかで、還流防止措置は創設するが、還流問題に関係のない洋楽CDの輸入は止めないようにするという実質的な内外差別を含む法律を作る必要があつたためである。しかし、法文上が内外無差別である限り、洋楽CDの輸入が止まつてしまつという解釈が成り立ち得る。民主党議員によつて提出された質問主意書に対し、洋楽CDにもこの規定が適用され得るとする旨の文化庁の回答が出されたのをきっかけに、インターネットを通じた反対運動が巻き起こつていつた。しかし、そもそも自・公連立与党が議席の過半数を占めていることに加え、野党側も反対運動が盛り上がる前にこの法案に賛成する方針を決定していたため、法案は国会を通過し、改正著作権法が成立した。

(五) 小括 公取委は政策決定アクターとしての立場をもつており、文化庁は法案提出までのわずかな時間で公取委を説得しなければならなかつた。そのため、公取委は文化庁に期間等を限定する規定を法案に付加させるという妥協を引き出すことに成功した。しかし、法案に反対するその他のアクターは、政策決定アクターではなく利益団体アクターであった。利益団体が政策の内容に影響を及ぼすルートとしての機能を果たす審議会において、多数派は権利者団体によつて占められていた。しかもそれらのアクターは正式な委員としての地位をもたなかつたために、影響力を行使できなかつたのである。以上から、審議会に関する仮説についての検証すべき事例のパターンのうち、

(二) 権利者団体と選好が対立するアクターが同様に審議会の委員としての地位をもつていなかった場合に、権利者団体の選好に近い政策が形成される、ということが確認された。

また、文化庁は将来的にアメリカからの圧力がかかる可能性を認識していた。それゆえ、審議会において合意は十分に得られなかつたにもかかわらず、文化庁は法案化を急いだ。

第四節 私的録音録画補償金制度の見直し

(一) 改正意図の概要と背景 本章第二節でも述べたように、九二年に導入された私的録音録画補償金制度とは、デジタル方式の録音・録画機器およびその記録媒体の購入者が、購入時にその価格に上乗せして補償金を支払う制度である。対象となる機器や記録媒体は政令⁽¹²⁷⁾で指定されるが、近年急速に普及してきたハードディスクドライブ（以下、HDD）やフラッシュメモリ（以下、FM）を内蔵した音楽再生機器が指定されていないことなど、制度としての問題点が浮上してきた。二〇〇五年、これらの追加指定が権利者側から求められ、審議会で議論が行われたが（最もよく売れている機器の名前をとつて「iPod課金問題」と呼ばれる）、追加指定は見送られ、二〇〇七年度中までに補償金制度そのものを別の検討の場において抜本的に見直すという方針が決定された。

対象機器を追加するという政策課題が現れた背景には、主に以下の二点があげられる。

第一に、政令指定されている機器や記録媒体と私的録音・録画の実態との間に乖離が生まれており、権利者側・メーカー側ともにこの制度の問題点を指摘している。権利者側の指摘する乖離は以下の二点に要約できる。(二) 政令で指定されているMD等に代わって、近年、パソコンやHDD・FM内蔵型録音機器による私的録音が増加している。⁽¹²⁸⁾ そういった機器は補償金制度の対象ではないため、補償金額は低下傾向にある。(二) CD-R等を用い

た私的録音についても、価格に補償金額が上乗せされている「オーディオ用」ではなく、補償金制度の対象ではない「データ用」が多く使用されており、⁽¹³⁰⁾ 補償金制度がうまく機能していない。

一方、メーカー側の主張は以下の二点である。（一）技術の発達により、現行の制度が依拠する前提条件が変化しているため、追加指定のような修正ではなく根本的な見直しが必要である。（二）HDD等内蔵機器は汎用性が高く、私的録音・録画が行われている蓋然性が高いとはいえない、⁽¹³¹⁾ 補償金制度の対象とすることには問題がある。

第二に、同様の制度を採用している他国の中には、そういうた機器を制度の対象として追加している国が存在する。ドイツでは、HDD・FM内蔵であっても録音専用の機器は制度の対象となっていた。補償金制度の対象となるか否かについて問題とされたのは汎用機器であつたが、シユトウツトガルト地裁はパソコンに搭載するためのCD-Rドライブが補償金の対象になると判示した。⁽¹³²⁾ また、パソコン本体が補償金の対象になるか否かということも訴訟で争われ、ミュンヘン地裁はパソコンが補償金の対象になると判示した。⁽¹³³⁾

アメリカではデジタル録音機器を対象とする補償金制度（A H R A）が九二年に導入された（本章第二節参照）。日本では、新規製品に補償金を課すには政令で指定する必要がある。これに対してアメリカでは、その新製品がA H R Aの定義に合致するという合意が当事者間でなされれば支払いが行われるが、争いがあれば裁判で決着をつけろという制度を採用している。⁽¹³⁴⁾ この制度の下、全米レコード産業協会は、ある携帯型M P 3再生機器がA H R Aに違反しているとして提訴した。⁽¹³⁵⁾ ところが、地裁でも控訴裁でも合法であるとの判決が下された。⁽¹³⁶⁾ その後、権利者側とメーカー側の和解が成立し、⁽¹³⁷⁾ アメリカではHDD等内蔵型録音機器は補償金制度の対象とはなっていない。

（二）問い合わせ 権利者側が主張するように、補償金制度と私的録音・録画の実態との間には、たしかに乖離が存在する。特に、MDとHDD等内蔵型録音機器は音楽を録音できるという意味で実質的に同じ機能をもつにもかかわら

ず、一方に補償金が課され、もう一方に課されていないというのは、公平性の観点からみると妥当ではない。では、なぜHDD等内蔵型録音機器をはじめとする新しい機器は政令で追加指定されなかつたのか。

この問い合わせに対しては、以下のようないい説明がなされる可能性がある。すなわち、メーカー側が主張するように、このような機器は汎用性が高いため、補償金制度の対象とするには私的録音・録画が行われている蓋然性が低すぎる。音楽専用機器に限定して指定するにしても、技術を詳細に指定する方式を採用している現行法制度下において、技術を全く同じくする音楽専用機と汎用機をいかにして区別するのかという法技術上の問題が残る。

たしかに、以上の説明は、政令による追加指定の技術的な難しさについては説明している。しかし、それが直ちに追加指定が行われなかつたことの説明にはならない。技術的に難しくとも、具体的に制度と実態の乖離が起こっているのであれば、なぜ審議会では先送り、あるいは現状維持といえるような結論に至つたのか。また、なぜ文化庁官僚はその困難を克服する政令案を提示しようとしたのか。^{〔13〕}前節で扱つた還流防止措置創設の過程においては、法技術的に困難だと審議会において指摘されたにもかかわらず、法文上では内外無差別だが運用時には実質的に差別できるという方法で文化庁は法案化した。なぜここでは何らかの方法を打ち出さなかつたのか。

（三）作業仮説 以上の問い合わせに対し、前章で提示した二つの仮説から導かれる作業仮説は以下の通りである。すなわち、審議会に関する仮説から導かれる作業仮説は、追加指定を主張する権利者団体の代表者が審議会の正式な委員ではなく、それに反対するメーカー団体の代表者も正式な委員ではなかつたため、現状維持的な政策帰結が生じた、というものである。文化庁の行動に関する仮説から導かれる作業仮説は、この問題については政治家の介入を予測させるような要因が存在しなかつたために、文化庁は法案作成を急がなかつた、というものである。

（四）事例分析による仮説の検証 以下、補償金制度見直しの過程を記述することにより、作業仮説を検証する。

二〇〇五年四月の法制問題小委第三回で、iPod課金問題が初めて審議会の議事に上った。この日の審議では、ヒアリング出席者の権利者団体とメーカー団体の双方の代表者による主張が行われた。還流防止措置創設に至る過程のなかで、法制問題小委のメンバー構成が権利者団体の代表者に偏っていると指摘されたことが影響し、二〇〇四年以降の委員には権利者団体の代表者が一人も含まれず、大学教授が過半数を占めるようになっていた。

権利者側の最大の主張は、HDD等を内蔵する録音・録画機器を補償金制度の対象とすることであった。補償金制度の対象でない機器の販売台数の増加とともに補償金収入が減少しており、⁽¹³⁹⁾ 権利者側はそれに対処したかった。

一方、メーカー側は機器の汎用性を根拠にこれに反対した。市場での市民権を得るために補償金を課すことがメーカーの利益となつたDATとは異なり、既に十分売れているHDD等内蔵機器を制度の対象としても利益にはならない。また、録音・録画を主目的とする機器と、パソコンのように汎用性をもつ機器とを区別することが非常に難しく、HDD等内蔵機器を対象に含めてしまうと、将来的には汎用機器にまで拡大される可能性があつた。

文化庁は、二〇〇五年夏頃には課金への道筋が整うだろうと予想していた。⁽¹⁴⁰⁾ つまり、審議会での議論が一定程度まで整いさえすれば、HDD等内蔵機器を課金対象にすることは可能であると文化庁は考えていたのである。しかし、上述したような明確な利益対立があるとともに、法改正を伴わない政令指定のみによる対応は困難であるという理由から反対する委員も多く、法制問題小委の意見は大きく割れた。⁽¹⁴¹⁾ 初時は六月末に行うこと予定されていた意見集約は、七月末、八月末へと持ち越されたが、それでも意見の集約は実現せず、著作権分科会への審議経過報告⁽¹⁴²⁾の提出を挟んで、結論は九月以降に先送りされることとなつた。⁽¹⁴³⁾

この審議経過報告を受けて著作権分科会での審議が行われたが、そこではHDD等内蔵機器を追加指定すべきだという意見が圧倒的多数を占めた。⁽¹⁴⁴⁾ これは、権利者団体の代表者を正規の委員としては完全に排除した法制問題小

委とは異なり、委員の多くが権利者団体の代表者で占められている状況が温存されていたという事実による。

著作権分科会の後、引き続いて法制問題小委で審議が行われたが、依然として意見の集約は実現しなかつた。一月、法制問題小委はHDD等内蔵機器の政令指定を見送り、二〇〇七年度中までに補償金制度そのものを法制問題小委とは別の場において抜本的に見直す方針を固め^{〔17〕}、iPod課金に関する審議はひとまず終了した。

（五）小括 この事例においては、権利者団体、メーカー団体ともに審議会の正規の委員としての地位を得られず、議事に対する影響力をもてなかつた。このとき、どちらの利益も反映されたとはいえない現状維持的な政策帰結が生じた。したがつて、審議会に関する仮説についての検証すべき事例のパターンのうち、（三）権利者団体と選好が対立するアクターのどちらも委員としての地位をもつていらない場合に、どちらの選好にも基づかない政策が形成（もしくは現状が維持）される、ということが確認された。

それに加えて、私的録音録画補償金制度の導入時とは異なり、アメリカがHDD等内蔵機器を補償金制度の対象とする可能性が過去の判決によって否定されており、政治家の介入を引き起こす要因が存在しなかつた。それゆえ、文化庁は追加指定を急ぐような対応をとる必要がなかつたのである。

おわりに

本稿は、政策形成に対する利益団体の影響力の行使を可能にする審議会制度と、著作権法改正に対する政治家による介入を避けることを目的とする文化庁の行動が著作権法改正を規定するという仮説を提示し、三つの事例分析を通じてそれを検証してきた。審議会に関する仮説では、著作権法改正に大きな利害関心をもつ権利者団体と、それに対抗するアクターとの審議会内での関係から三つの検証すべき事例のパターンを導出し、それぞれを三つの事

例分析によつて検証し、いずれも仮説を支持する結果が得られた。文化庁の行動に関する仮説についても、補償金制度導入や還流防止措置創設の事例のように、著作権法改正に対する政治家の介入を文化庁が予測する場合に文化庁は法案作成を行い、iPod課金の事例のようにそうでない場合には法案作成を行わないことが明らかになつた。

本稿の分析は、以上の著作権政策形成過程の分析を通じて利益団体と官庁の行動を捉えることによつて、審議会制度が政策形成過程において果たす役割の一側面を実証的に明らかにした。すなわち、委員構成が政策帰結を規定したことから明らかのように、審議会が政策帰結に対して与える影響は少なくない。そして、利益団体自身もそれを認識しており、アジェンダを設定する場として、また拒否権を発動する場として、審議会を戦略的に用いている。

曾我謙悟によると、審議会は政権党による官庁の事前コントロールの手段として設計されている。⁽⁴⁸⁾ また、フランク・シユウォーツによると、その内部では利益団体による政策形成過程への参加が制度化されている。⁽⁴⁹⁾ このような外在的な条件が存在するなかで、利益団体は自らの望む政策を実現するために審議会を戦略的に用いていることを、本稿の分析は描き出したといえる。

しかし、本稿の分析は以下にあげる問い合わせ残している。すなわち、どのような条件に基づいて、利益団体は審議会を用いることを選択するのか。利益団体が自らの望む政策を実現することを目標として戦略的に行動するアクターであると仮定すれば、審議会を用いても望む政策を実現できない場合には、他の戦略をとると考えられる。たとえば、第三章第二節で触れた音楽レコード貸与権創設の過程においては、当初は文化庁が法改正を行うことに消極的な姿勢をみせていたために、⁽⁵⁰⁾ 権利者団体らは審議会で検討するというルートをバイパスして議員に直接陳情を行うという戦略を選んだ。しかし、iPod課金の事例では、委員構成が変化したために審議会を通じて影響力を行使することが難しくなつたにもかかわらず、権利者団体が他の戦略を用いたという事実は観察されなかつた。

i Pod課金の事例が示すように、著作権政策分野における審議会は今や権利者団体にとつての有効な戦略としては機能しない。著作権政策形成過程の新たな動向に留意しつつ、本稿で扱わなかつた過去の事例についても分析し、利益団体がどのような条件に基づいてロビイング戦略を選ぶのかを明らかにすることが、今後の課題である。

著作権政策形成過程の分析（二・完）

- (55) 著作権または著作隣接権の保護期間の延長や、著作物の種類に関係なく権利が拡大された改正事例を除く。
- (56) 著作権法三六条。
- (57) 著作権法三〇条二項、一〇四条の二一一〇四条の一〇。文化庁文化部著作権課「著作権法の一部改正（私的録音・録画関係）について」『ジュリスト』一〇一三号（一九九三）五五一五九頁。
- (58) 著作権法三〇条一項。
- (59) 加戸守行「音樂の録音と補償金請求権制度の導入」青山学院大学法学部編『メディア文化と法』（青山学院大学法学部、一九九五）二七五頁。
- (60) この過程は、半田正夫「私的利用を目的とする音樂著作物のテープ録音」『北大法学論集』十七巻二号（一九六七）八七一〇九頁〔半田正夫『著作権法の研究』（一粒社、一九七一）に再録〕に詳しい。
- (61) 石本美由起ほか「私的録音・録画と報酬請求権」『ジュリスト』一〇一三号（一九九三）三四一五四頁、三九頁。
- (62) 著作権法百年史編集委員会編・前掲注（38）四四五頁〔吉田大輔〕。
- (63) 著作権法百年史編集委員会編・前掲注（38）四四五頁〔吉田〕、阿部浩二編著『音樂・映像著作権の研究』（学際図書出版、一九九八）六九頁。
- (64) 半田正夫「私的録音と補償金請求権」青山学院大学法学部編『音樂と法』（青山学院大学法学部、一九九四）一六八頁。
- (65) 消費者は私的録音録画をしていないことを証明すれば、補償金の返還を請求できる（著作権法一〇四条の四第二項）。
- (66) 補償金の額が機器の場合で一台数百円、記録媒体の場合で一枚数円であり、請求にかかるコスト（郵送費等）が支

- 払った補償金額を遙かに上回るため、事実上この制度は機能していない。二〇〇六年九月までで実際に請求された事例はわずか一件であり（『朝日新聞』一〇〇五年六月二二日）、しかもこの事例は、ある消費者による問題提起の意味が込められた請求である（<http://www.moroo.com/jun/sarvh.html>、一〇〇六年九月十七日取得）。
- (67) 著作権法三〇条二項。
- (68) 石本ほか・前掲注(61)三九頁。
- (69) 文化庁文化部著作権課 前掲注(57)。
- (70) 半田正夫『転機にさしかかった著作権制度』（一粒社、一九九四）二七頁。
- (71) 「著作権審議会第五小委員会（録音・録画関係）報告書（昭和五六年六月）」〔著作権法百年史編集委員会編・前掲注(35)五六〇一六〇五頁所収〕。
- (72) 「私の録音・録画問題についての検討結果のとりまとめ（著作権問題に関する懇談会）（昭和六二年四月）」〔著作権法百年史編集委員会編・前掲注(35)六五四一六五八頁所収〕。
- (73) 「私の録音・録画と報酬請求権制度問題に関する意見書」、「私の録音録画問題と報酬請求権制度の導入について」（どちらも「著作権審議会第一〇小委員会（私の録音・録画関係）報告書」〔以下、「第一〇小委報告書」、著作権法百年史編集委員会編・前掲注(35)六〇六一六五三頁所収、六二一一六二二頁〕にまとめられている）。
- (74) 「私の録音・録画と報酬請求権制度問題に関する意見書（II）」〔「第一〇小委報告書」・前掲注(73)六一一頁〕。
- (75) 「第一〇小委報告書」・前掲注(73)六四七頁。
- (76) 著作権法百年史編集委員会編・前掲注(38)四四八頁〔吉田〕。
- (77) 法案が九一年八月の時点で既に議会に提出されている。『日本経済新聞』一九九一年八月二七日。
- (78) 八三年に文化庁次長であった加戸守行は、その時点で既にこのことを認識していた。加戸・前掲注(59)二七七頁。
- (79) 『日本経済新聞』一九九一年九月四日。
- (80) 『日本経済新聞』一九九一年九月一九日。
- (81) 第二五国会衆議院文教委員会一号、石本美由起（日本音楽著作権協会理事長）の発言。
- (82) 『朝日新聞』一九八六年七月三日、八月二〇日、一二月一三日、一九八七年四月二十四日、八月四日ほか。D A T

問題の経緯は、河野愛「最近の著作権問題」『久留米大学法学』一九号（一九九三）一三一一四九頁に詳しい。

- (83) 『日本経済新聞』一九九一年九月四日。
- (84) オーディオ製品の比重が大きいメーカーには中堅企業が多く、アナログ機器に対して著作権使用料の負担を求められると、収益に大きな圧迫を与える可能性があった。しかし、まだあまり流通していないデジタル方式のみへの課金であれば、こうしたメーカーに与える影響は少なく、理解も得られやすかつた。『日本経済新聞』一九九一年九月四日。
- (85) 『朝日新聞』一九九一年一月一四日、『読売新聞』一九九一年一月五日。
- (86) 『日本経済新聞』一九九一年一月二一日、『読売新聞』一九九一年一月二五日。
- (87) 権利者側の提案では、機器一台当たり一四八〇・三円、記録媒体二八・四円。これに対し、メーカー側の提案では、機器一台当たり六一七〇〇円、記録媒体五円。著作権法百年史編集委員会編・前掲注(38)四五八頁〔吉田〕。
- (88) 著作権法百年史編集委員会編・前掲注(38)四五八頁〔吉田〕。
- (89) 『日本経済新聞』一九九二年九月五日、『読売新聞』一九九二年九月九日。
- (90) 「還流防止措置」と「輸入権」は、この事例ではほぼ同じ意味で用いられる。
- (91) 正確にはCDだけではなく、アナログレコードやカセットテープ等の媒体も含まれる。
- (92) 著作権法一三三条五項。
- (93) 独占禁止法三三条。岸井太太郎ほか『経済法（第五版）』（有斐閣、一〇〇六）二二二八頁。
- (94) 二〇〇四年一月二二日における売上げ上位二〇位までのアルバムCDの平均価格は、日本が三千円程度であるのに対し、アメリカとイギリスでは二千円を下回る。『読売新聞』一〇〇四年二月二三日。
- (95) 東アジア各国における音楽CDの小売価格は、日本二五〇〇一三〇〇〇円、中国五五〇一八五〇円、香港一三〇〇一五〇〇円、シンガポール一〇〇〇円、韓国一二〇〇一六〇〇円、台湾一三〇〇一四〇〇円。レコード協会「日本販売禁止レコード」の還流防止措置（いわゆるレコード輸入権）について六頁 (http://www.shodanren.gr.jp/database/pdf/083_04.pdf, 一〇〇六年八月三日取得)。
- (96) 生野秀年「契約による還流防止対策について」（文化審議会著作権分科会法制問題小委員会〔以下、法制問題小委〕一〇〇三〔第六回配布資料〕）。以下、文化審議会著作権分科会の議事録・配布資料・報告書等に関しては、<http://www>.

next.go.jp/b_menu/shingi/bunka/ からのリンク先を参照。

- (97) 原盤の複製使用のライセンス契約を行うだけでCDの生産自体は日本では行われず、厳密な意味での還流ではない。
- (98) 文化科学研究所「日本音楽ソフトの還流量調査報告書」（法制問題小委二〇〇三年第六回配布資料）。
- (99) 日本レコード協会「音楽文化振興議員懇談会総会開催される」(<http://www.ria.or.jp/release/2001/pr011024.html>, 二〇〇六年二〇月二四日取得)、津田大介『だれが「音楽」を殺すのか?』（翔泳社、二〇〇四年）二二六頁。
- (100) 法制問題小委二〇〇三年第一回議事要旨、津田・前掲注(99)二七頁。
- (101) 甘利明編著『われら知財派』（ニューメディア、二〇〇四）一四二頁。
- (102) 津田・前掲注(99)一八頁。
- (103) 「選択肢を保護しよう!! 著作権法改正でCDの輸入が規制される? 実態を知るためのシンポジウム」における民主党・川内博史衆議院議員の発言。津田・前掲注(99)一八頁。
- (104) たとえば 民主党（新緑風会）・鈴木寛衆議院議員は以下のように述べている。「特にアジア地域における日本のCDの海賊版がかなり出回っている。それに対して、対抗上そのアジア地域向けに特別のCDを出さなければいかぬ、そのことを制度的に担保ならしめるために今回の還流防止措置が必要だと、こういう御説明でござりますが…（以下略）…」。第一五九回国会参議院文教科学委員会一二号。
- (105) 法制問題小委二〇〇三年第二回議事要旨、津田・前掲注(99)二六頁。
- (106) 日経産業新聞編『ドキュメント知財攻防』（日本経済新聞社、二〇〇二）一九九頁。
- (107) 経団連「音楽CD等の還流問題に関する考え方」（法制問題小委二〇〇三年第六回配布資料）。経団連が賛成に転じた要因として、ジャーナリストの三宅伸吾は、二〇〇一年の経団連と日経連の統合によって、コンテンツ産業も一定の発言権を持つ団体に変化したとあげている。三宅伸吾『知財戦争』（新潮新書、二〇〇四）五九頁。
- (108) 法制問題小委二〇〇三年第一回議事要旨。
- (109) 生野秀年「レコード輸入権に関する関係者との協議の状況について」（法制問題小委二〇〇三年第六回配布資料）。
- (110) 小熊竹彦「『レコード輸入権』について」、全国消費者団体連絡会「『レコード輸入権』問題についての意見」、日弁連「知的財産戦略本部コンテンツ専門調査会『コンテンツビジネス振興に係る課題について』に対する意見」（以上、

全て法制問題小委二〇〇三年第六回配布資料）。

（11） 法制問題小委二〇〇三年第七回議事要旨。

（12） このときの法制問題小委の委員二〇人のうち、権利者団体の代表者は一三人である。なお、二〇〇三年の分科会全体では、委員七三人のうち権利者団体の代表者は三〇人である。ここで、分科会に所属する委員が各小委にランダムに振り分けられていると仮定すれば、各小委のメンバーに占める権利者団体の代表者の割合は、分科会全体に占める権利者団体の代表者の割合に等しくなる。これについて適合性の検定を行ったところ、五%水準で統計的に有意に差があるという結果が得られた。一方、二〇〇二年の分科会全体では委員七〇人のうち権利者団体の代表者は三一人、法制問題小委については二〇人のうち一人であり、統計的に有意な差はみられなかつた。つまり、この計量分析からは、二〇〇三年の法制問題小委のメンバーには何らかの意図で権利者団体の代表者が多く選ばれていた可能性が高いといえる。

（13） 公取委「レコード輸入権創設に係る公正取引委員会の考え方」（法制問題小委二〇〇三年第八回配布資料）。

（14） 津田・前掲注（99）二四頁、吉川晃「知的財産戦略に基づく最近の動きについて」『コピライ特』五二二号（二〇〇二年二月二三日夕刊）二二二頁、三頁、『朝日新聞』二〇〇三年二月二三日夕刊。

（15） 法制問題小委二〇〇三年第八回議事要旨。

（16） 文化審議会著作権分科会「文化審議会著作権分科会報告書（二〇〇四年一月）」一四頁。

（17） 文化審議会著作権分科会・前掲注（16）八頁。

（18） 文化審議会著作権分科会・前掲注（16）七五頁。

（19） 吉川晃「知的財産戦略に基づく最近の動向について」『コピライ特』五一五号（二〇〇四）一一一九頁、一〇頁。吉川・前掲注（19）一〇頁。

（20） 吉川晃「知的財産立国」に向けた著作権戦略『五つの提言』（<http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2004/seisaku001.html>、二〇〇六年八月六日取得）。

（21） 著作権W.T「『知的財産立国』に向けた著作権戦略『五つの提言』」（<http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2004/seisaku001.html>、二〇〇六年八月六日取得）。

（22） 津田・前掲注（99）二八頁。

（23） 吉川・前掲注（114）六頁、公正取引委員会「平成一六年三月事務総長定例会見記録」（<http://www.jftc.go.jp/teirei/kaikenkiroku040310.html>、二〇〇六年八月六日取得）。

- (124) 第一五九回国会参議院文教科学委員会二号、山木康孝公取委事務総局経済取引局取引部長の発言。
- (125) 法案の原文は非常に難解であるため、以下に要約し説明を加えておく。すなわち、あるレコード会社が、日本盤と同一内容の外国盤を外国で発行している（または、させている）場合に、その外国盤を日本で頒布（有償・無償を問わない、公衆への譲渡・貸与。著作権法二条一項一九号）することが禁止されているのを知つていながら、その外国盤の頒布を目的として行つ輸入等の行為は、その行為によつて日本のレコード会社が得るはずの「利益が不当地に害される」場合に限り、著作権・著作隣接権を侵害する行為とみなす。ただし、日本での発売から政令で定める期間（最大七年）を超えたものは除く。この「利益が不当地に害される場合」という文言を、洋楽CDの輸入は利益を害さない、還流CDの輸入は利益を害する、と解釈するよう基準を運用する、と文化庁は説明している（吉川・前掲注(14) 一二頁）。
- (126) 第一五九回国会衆議院質問三三号。
- (127) 著作権法施行令一条、一条の一)。
- (128) デジタル私的録音量全体に対する非政令指定機器のシェアは五一%（一一〇〇四年）。野村総合研究所・私的録音賃金管理協会「デジタル私的録音機器ユーザーの私的録音等実態調査より抜粋」（法制問題小委二〇〇五年第三回配布資料）。
- (129) 私的録音賃金管理協会調べ。日本音楽著作権協会ほか「私的録音賃金額の推移・記録媒体の出荷数と賃金の推移・機器の出荷数と賃金の推移」（法制問題小委二〇〇五年第三回配布資料）。
- (130) 野村総合研究所・私的録音賃金管理協会、前掲注(128)。
- (131) 三浦正広「ドイツ著作権法におけるCD-R搭載パソコンに対する賃金請求権」『コピーライト』四八一号（一一〇〇一）三三一三三頁。
- (132) 『コピーライト』五二九号一九頁（「ニュース」欄）。
- (133) 日本音楽著作権協会等関係権利者七団体・デジタル私的録音問題に関する権利者会議「海外の私的録音録画賃金制度」（法制問題小委二〇〇五年第五回配布資料）。
- (134) 地裁判決については『PC Watch』一九九八年一〇月二七日（<http://pc.watch.impress.co.jp/docs/article/981027/diamond.htm>、一〇〇六年九月一七日取得）、控訴裁判決については同一九九九年六月一六日（<http://internet.watch.impress>。

co.jp/www/article/1999/0616/rio.htm, 1100-16年九月一七日取得)。

(135) 『PC Watch』 一九九九年八月五日 (<http://internet.watch.impress.co.jp/www/article/1999/0805/riario.htm>, 1100六年九月一七日取得)。

(136) 日本音楽著作権協会等関係権利者七団体・デジタル私的録画問題に関する権利者会議・前掲注(133)。

(137) 法制問題小委二〇〇三年第七回において、知的財産法学者の中山信弘は以下のように述べている。「アジアに進出するため、海外展開するためには還流防止措置が必要という状況については理解しているが、必要があるだけでは法律にはならない、条文に書けるものでないといけない」。

(138) 第一五九回国会衆議院質問三三号、第一五九回国会衆議院文部科学委員会二五号、笠浩史の質問。

(139) 日本音楽著作権協会ほか・前掲注(129)。

(140) 文化庁は八月末までは中間報告をまとめ、年末には最終的な結論を出すというスケジュールを立てていた。『日本経済新聞』二〇〇五年八月二三日。

(141) 「『私の録音録画補償金の見直し』に対する法制問題小委員会各委員提出意見（論点別整理）」（法制問題小委二〇〇五年第五回配布資料）。

(142) 『朝日新聞』二〇〇五年七月一日、一二日、二九日。

(143) 法制問題小委「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会審議の経過（二〇〇五年八月二五日）」。

(144) 『朝日新聞』『日本経済新聞』二〇〇五年七月二九日。

(145) 『日本経済新聞』二〇〇五年九月八日夕刊。

(146) 法制問題小委二〇〇五年第九回議事録、中山信弘の発言。

(147) 『朝日新聞』二〇〇五年一月五日、一一日夕刊、二二日、『日本経済新聞』二〇〇五年一月一一日夕刊、二二日。

(148) 曾我・前掲注(33)。

(149) F. J. Schwartz, *Advice and Consent* (Cambridge University Press, 1998), p. 284.

(150) 前掲注(46)。